

平成 26 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり 6 月 2 日から 6 月 27 日までの約 1 ヶ月間にわたり、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型に係る提案募集を行ったところであるが、本年度については提案が寄せられなかった。

そのため、発注側である国及び独立行政法人等並びに地方公共団体に対する以下の調査結果を踏まえ、契約類型の追加、見直し等に係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 今後実施する予定の「平成 26 年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査

（3）検討の進め方

昨年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本

方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、運用方法の改善、基本方針等の改定内容等について検討を行うこととする。

なお、検討に当たっては、従前の検討経緯等を踏まえることとし、基本方針等の改定や運用に当たっては、必要に応じ、各府省庁等の調達担当者等の意見等を聴取することとする。

2. 環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた従前の5つの契約類型及び新たに産業廃棄物の処理に係る契約を加えた6つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成25年度の環境配慮契約の締結実績等の取組状況把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約実績調査による評価と課題について契約類型ごとにとりまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

なお、地方公共団体については、今後実施する予定の地方公共団体に対するアンケート調査結果を踏まえ、昨年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策¹について、着実に実施することとする。

3. 本年度の検討事項等

（1）基本方針等の見直しに係る検討

上記2の環境配慮契約の実施状況、国及び独立行政法人等に対する環境配慮契約の追加・見直し等に関する調査、地方公共団体に対するアンケート調査等を参考とし、基本方針等の改定検討の必要性について検討を行うものとする。

また、解説資料については、環境配慮契約の契約類型ごとの運用方法等に係る国及び独立行政法人等からの意見・要望等を踏まえ、適切に見直し等を実施する。

現段階においては、例えば以下の項目について、見直しを想定している。

- 自動車の購入等に係る契約において環境配慮契約（総合評価落札方式）を適用する場合の対象範囲の明確化及び契約実態を反映した事例の拡充
- 建築物に関する契約において参考としている各種制度・基準等の改定に伴う変更

（2）ESCO 事例集の作成

昨年度は、ESCO 事業の導入に向けて普及促進方策に関する検討を ESCO 専門委員

¹ 昨年度の地方公共団体普及促進専門委員会において、①環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上のための支援や契約類型ごとの普及促進支援、②取組進展のインセンティブに関する情報提供や先進的な団体や事例の PR 等の情報提供による取組の促進、③各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの実施等が提案・とりまとめられている。

会において実施した。その結果、主要設備機器の更新時期や改修計画の検討を行う場合には、ESCO 事業の導入可能性の検討が実施されるよう、基本方針及び解説資料の改定を行ったところである。また、ESCO 事業に関する情報提供・普及啓発の観点から、普及促進方策の一つとして、ESCO 事業の事例集の作成・公表に取り組むこととされた。

このため、本年度は、これまで比較的 ESCO 事業の導入実績の多い地方公共団体や今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人、国立大学法人等への一層の普及促進を図るとともに、エネルギー多消費傾向にある施設などの事業実施可能性の高い国の機関の施設における導入促進の観点から、これらの団体・機関に向けた情報提供等の支援を行うことを目的に ESCO 事業に係る事例集を作成・公表するものとする²。

具体的には独立行政法人、国立大学法人等における導入事例の詳細な調査を行うとともに、昨年度収集した地方公共団体における導入事例のうち、参考となる事例について追加調査を実施する。調査方法としては、既存資料の収集・精査確認及び分析、必要に応じたアンケート調査を基本とし、導入実績の多い又は先進的な団体・機関についてはヒアリング調査を検討する。また、発注手続や計測・検証等に係る情報を併せて収集し、事業実施に有効な情報の提供を図る。

事例集は、以下の内容等について調査・掲載を想定している。

- 施設・設備の概要（所在地、施設用途、延床面積・階数、築年数、契約電力・受電電圧、主要設備等）、ESCO 事業者等
- 省エネルギー効果・省 CO₂ 効果（改修前後）、省エネルギー手法（設備機器、モニタリング・マネジメントシステム）、特徴等
- 契約方式・契約期間、設備更新型 ESCO の有無、事業方式、入札方式、支援策（補助金、補助率）の利用等
- ESCO 事業導入のきっかけ（メリット）・問題点・解決策、導入スケジュール、仕様内容、ホームページ URL 等

4. 環境配慮契約の推進に関する事項

（1）環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

² ESCO 事業については、これまで国の機関の施設における導入実績が少なく、その理由としては、施設規模が小さい事務庁舎等が多く光熱水費が低いこと、面積当たり一次エネルギー消費量が低い傾向にあること、また省エネルギー設備・機器等の導入・更新が進んでいること等から、結果として ESCO 事業の導入効果が低い又は導入が困難であると判断される施設が多いことがあげられている。

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、普及促進方策等の実施
 - 環境配慮契約に係る情報発信（都道府県会議の開催、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況）
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック説明会の開催等
- 環境配慮契約関連施策等の海外取組調査等
 - 環境配慮契約（契約類型）に関連する諸外国の情報把握・整理、必要に応じた検討事項等への反映